いすみ市地域公共交通計画策定業務事業者選定審査要領

１　目的

この要領は、今後の人口減少や高齢化を見据えつつ市内の公共交通形態の整備と各公共交通機関の連携体制を確立し、地域住民及び利用者にとり利便性の高い持続可能な交通網整備を形成するための公共交通政策のマスタープランとなる「いすみ市地域公共交通計画」を策定するため、公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施するために必要な審査方法を定めるものとする。

２　審査

審査は、事業概要、実績、戦略、訴求効果、意欲等に関する企画提案及びヒアリングの内容を別紙採点表の項目ごとに審査委員が評価を行うものとする。

３　審査委員

審査委員は、会長、副会長及びいすみ市副市長（委員）とする。

なお、審査委員長は、会長とする。

４　プレゼンテーションの実施方法

プレゼンテーションの実施方法は次のとおりとする。

①プレゼンテーションの実施の順序は、プロポーザル参加申込書の提出順とする。

②プレゼンテーションの所要時間は、企画提案事業者ごとに４０分程度とする。

（プレゼンテーション２０分、質疑２０分）

５　審査方法

提案価格が委託金額の上限以下であるか確認したうえで、合格した企画提案書等書類を「表１　審査項目と配点」に示す審査項目、評価基準及び配点に従い点数化する。なお、点数化に際しては、「表２　評価基準に対する点数化方法」に示す基準によるものとする。

６　優先交渉権者の選定

審査の結果、審査委員の評価点数が平均７０点を超える者の中から最高点を得た者を優先交渉権者とする。なお、最高得点者が複数あるときは、審査委員の協議により選定するものとする。ただし、優先交渉権者が契約を締結しない場合は、次点提案事業者と契約の交渉及び契約の手続きを行うものとする。

また、企画提案が１者であった場合でも審査を行い、評価点の平均点が７０点を超えた場合に優先交渉権者とする。

表１　審査項目及び配点

<table>
<tr><th colspan="2">審査項目</th><th>評価基準</th><th>配点</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">業務実績・実施体制</td><td>過去５年以内に同種又は類似業務の実績はあるか</td><td>10</td></tr>
<tr><td>業務の実施体制とスケジュールが適正か</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="7">企画提案に対する評価</td><td rowspan="3">調査・整理・検討</td><td>アンケート調査における調査対象・実施方法は妥当か</td><td>10</td></tr>
<tr><td>地域公共交通を取り巻く課題整理方法は妥当か</td><td>10</td></tr>
<tr><td>基本方針・具体的な事業の検討方法は妥当か</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本方針・熱意</td><td>基本理念・方針が明確であり、業務の実効性が期待できるか</td><td>10</td></tr>
<tr><td>本業務（いすみ市地域公共交通計画策定）への熱意は感じられるか</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協議会運営支援・計画策定</td><td>いすみ市地域公共交通活性化協議会の運営支援は妥当か</td><td>10</td></tr>
<tr><td>業務実績、企画発想力を活かした地域公共交通計画策定が期待できるか</td><td>10</td></tr>
<tr><td colspan="2">提案価格に対する評価</td><td>（１－提案価格/上限額）×100
※上記の数式で得た値の小数点以下を繰上げたものを配点とする</td><td>10</td></tr>
<tr><td colspan="3">合　　計</td><td>100</td></tr>
</table>

表２　評価基準に対する点数方法

評価	評価基準	点数化の方法
A	提案が具体的で特に優れている	1.00×配点
B	提案が具体的で優れている	0.75×配点
C	提案が具体的ではあるが標準的である	0.50×配点
D	提案が具体的ではあるが標準を下回る	0.25×配点
E	提案が具体的ではない	0.00×配点